

重要

農地法第4条・第5条の転用許可（届出）の申請前に、以下を必ずご一読ください。申請にあたっては、書類作成手続きを進める前に、事務局担当者と事前協議を必ず行ってください。

- 書類の提出締切日は許可申請書（調整区域・その他区域）、届出書（市街化区域）ともに毎月15日（閉庁日の場合は次の開庁日）です。
（調整区域等の許可申請の案件はその翌月5日前後開催の定例総会で審議し、市街化区域は定例総会当日に会長（副会長）、地域の農業委員、事務局長による専決協議を行います。）
- 申請や届出手続きを進めるまでに、事務局担当者と事前協議、提出書類の確認をしてください（提出書類は締切日までに全て整った状態にしてください）。
- 転用予定地が農振農用地区域内の場合は、転用申請の受付ができませんので、農振農用地除外手続き又は軽微な変更手続きを完了しておいてください。
（担当：農林振興課）
- 並行して、土地改良区への地区除外申請等の手続きを行ってください。
- 転用事業予定者は、転用地隣接土地所有者（農地及び宅地を問わず）・土地改良区又は区長に、事前に事業内容を説明してください。
- 書類提出前に地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に転用目的及び内容について説明してください。

<お知らせ>

定例総会において審議される案件（農地法許可申請等）の申請締切日を変更します。ご理解のほど宜しくお願いします。

【変更前】 毎月20日

【変更後】 毎月15日

（閉庁日の場合は次の開庁日）

【変更時期】 令和3年4月から

翌月の5日（前後する場合があります）に開催する定例総会にて審議します。

なお、内容の確認のため、申請者に役員会等への出席を求めることがあります。

亀岡市農業委員会

農 地 転 用 許 可 申 請 ・ 届 出

	必要部数及び区域		必要部数(原本1他コピー)	
			市街化区域	調整区域・その他区域
1. 申請書(調整区域・その他区域)・届出書(市街化区域)			4条・5条	4条 5条
(ア) 申請書(農地法第4条・5条の規定による許可申請書)			3部	6部 (転用面積が 3,000㎡以上は7部)
(イ) 届出書				

	必要部数及び区域		必要部数(原本1他コピー)	
			市街化区域	調整区域・その他区域
2. 添付書類				4条 5条
(ア) 登記事項証明書(全部事項証明書に限る)(分筆、更正、相続等の登記が完了したもの)			3部	6部
(イ) 住民票(当事者ごとに)			3部	6部
(ウ) 公図写し(法務局備え付けの土地台帳図写しに隣接地調査をして地番・地目・面積等を記入してください)			3部	6部
(エ) 土地改良区の意見書(該当区域内のみ)			3部	6部
(オ) 土地改良区域外は、区長の承諾書			3部	6部
(カ) 隣接農地所有者、耕作者等の承諾書			3部	6部
(キ) 仮登記、抵当権等に対する同意書(設定の場合)			3部	6部
(ク) 小作地については、合意解約通知書写し			3部	6部
(ケ) 資金証明(金融機関の預金残高証明又は融資証明書等)				6部
(コ) 附近見取り図(半径1kmの概略図、住宅地図等を利用してください)			3部	6部
(サ) 転用目的が露天資材置き場・駐車場の場合は、 現有資材等置場・駐車場利用状況調査及び写真並びに土地利用計画調書				6部
(シ) 法人の場合は、 法人登記事項証明書、印鑑証明、定款又は寄附行為、会議録の写し (定款又は寄附行為、会議録の写しについては、原本証明)			3部	6部
(ス) 宅地建物取引業者免許証写し(建売分譲住宅の場合)			3部	6部
(セ) 開発許可書写し(開発許可を要するもの)			3部	6部
(ソ) 亀岡市宅地開発等に関する指導要綱による同意書写し(同意を要するもの)			3部	6部
(タ) 太陽光発電設備の設置に係る農地転用の場合は、 再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)			3部	6部
(チ) 太陽光発電設備の設置に係る農地転用の場合は、 電気事業者との系統に係る契約書又は申込書(受付日を確認できるもの)			3部	6部
(ツ) 建物・施設配置図、平面図、立面図(1/200)			3部	6部
(テ) 土地の現況図(1/250)			3部	6部
(ト) 造成計画平面図(排水計画も明示 1/250)			3部	6部
(ナ) 造成計画断面図(1/250)			3部	6部
(ニ) 土地利用計画図(1/250)			3部	6部
(ヌ) 構造図(水路・擁壁等被害防除施設の構造図面)			3部	6部
(ネ) 道路に関する工事の施行承認申請書写し等(道路法第24条等)			3部	6部
(ノ) 河川法等その他諸法令に関連する所定の手続き申請書写し(河川取締規則第5条等)			3部	6部
(ハ) 見積書				6部
(ヒ) 委任状			3部	6部
(フ) その他指示する書類			3部	6部

- ※ ① 書類の提出締め切り日は申請書(調整区域・その他区域)、届出書(市街化区域)ともに**毎月15日**(閉庁日の場合は次の開庁日)です。(調整区域等の許可申請の案件はその翌月5日前後開催の定例総会で審議し、市街化区域は定例総会当日に会長(副会長)、地域の農業委員、事務局長による専決協議を行います。)
- ② 申請や届出手続きを進めるまでに、事務局担当者との事前協議、提出書類の確認をしておくこと。
(提出書類は締切までに全て整った状態にしてください)
- ③ 転用予定地が農振農用地区域内の場合は、転用申請の受付ができませんので、農振農用地の除外(又は軽微な変更)手続きを完了しておいてください。(担当:農林振興課)
- ④ 並行して、土地改良区への地区除外申請等の手続きを行ってください。
- ⑤ 転用事業予定者は、転用地隣接土地所有者(農地及び宅地を問わず)に、事前に事業内容を説明すること。
- ⑥ 書類提出前に地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に転用内容について説明すること。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

年 月 日

亀岡市農業委員会会長 様

届出者

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所			職業	電話番号			
2 土地の所在等	所 在	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
		登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)						
3 転用計画	転用の目的							
	転用の時期	工事着工時期	年 月 日					
		工事完了時期	年 月 日					
	転用の目的に係る事業又は施設の概要							
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂の流出防止対策 : ・ 雨水排水対策 : ・ 汚水・生活雑排水対策 : ・ その他 : 							

(記載要領)

- 1 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 2 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(様式第1号)

農地転用等の通知及び意見書の交付願

このたび、下記農地につき農地法第 条第 項第 号の規定による(許可の申請・届出)にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づき通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については、別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

転用組合員 住所

氏名

印

転用関係者 住所

氏名

印

土地改良区理事長 様

記

1.土地

所在	番地	地目	転用面積	転用目的	転用予定日	備考
				m ²		

2.添付書類

①位置図

②転用面積を確定できる書類

③転用計画図

3.農業委員会(知事)に
〔 転用許可申請書
 転用届出書 〕を提出しようとする日

年 月 日

上記確認済

地区担当理事又は総代

印

(注)転用に係る土地が所有権以外の権限に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合には、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

意 見 書

担当理事の意見

転用者の意見

理 事 氏 名

⑩

理 事 長 氏 名

⑩

承 諾 書

年 月 日

..... 区 長

氏 名 ⑩

下記のとおり農地を転用し農地以外のものにされることに対して区長として承諾いたします。

記

○不動産の表示（転用物件）

所在地	地番	地目	地積(m ²)
-----	----	----	---------------------

町

町

町

町

町

○転用内容

.....

.....

.....

.....

.....

承 諾 書

年 月 日

隣接地番.....

住 所.....

氏 名.....⑩

下記のとおり農地を転用されることについて隣接農地耕作者として承諾いたします。

記

○不動産の表示（転用物件）

所在地	地番	地目	地積(m ²)
-----	----	----	---------------------

町

町

町

町

町

○転用内容

.....

.....

.....

.....

.....